

教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、**約16,000講座**。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。



教育訓練 検索

検索



教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
<p>専門実践教育訓練 最大で受講費用の80% [年間上限64万円] を受講者に支給 ※2024年9月までに開講する 講座は最大で受講費用の70% (年間上限56万円)を支給</p>	<p>業務独占資格などの取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none">介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など <p>デジタル関係の講座</p> <ul style="list-style-type: none">第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定）ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 <p>大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程</p> <ul style="list-style-type: none">専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など）職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など <p>専門学校の課程</p> <ul style="list-style-type: none">職業実践専門課程（文部科学大臣認定）キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
<p>特定一般教育訓練 最大で受講費用の50% [上限25万円] を受講者に支給 ※2024年9月までに開講する 講座は受講費用の40%（上限20 万円）を支給</p>	<p>業務独占資格などの取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none">介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、大型自動車第一種・第二種免許 など <p>デジタル関係の講座</p> <ul style="list-style-type: none">ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 <p>大学等、専門学校の課程</p> <ul style="list-style-type: none">短時間の職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）短時間のキャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
<p>一般教育訓練 受講費用の20% [上限10万円] を受講者に支給</p>	<p>資格の取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none">輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）、介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、税理士、社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など <p>大学院などの課程</p> <ul style="list-style-type: none">修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

給付条件

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。

受講開始日時点で、在職中で雇用保険に加入している

はい

いいえ

離職してから1年以内である

妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由により
適用対象期間の延長を行った場合は最大20年以内

はい

いいえ

今までに教育訓練給付を受けたことがない

はい

いいえ

雇用保険の加入期間が
1年以上ある

専門実践教育訓練を受講する場合は2年以上

はい

いいえ

はい

いいえ

次のいずれにも該当すること

- 前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が3年以上ある
- 前回の支給日から今回の受講開始日までに3年以上経過している

教育訓練給付が受けられます

教育訓練給付が受けられます

必要な雇用保険の加入期間を過ぎると
教育訓練給付が受けられます

➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き

専門実践教育訓練

特定一般教育訓練

一般教育訓練

訓練前キャリアコンサルティング

どのハローワーク、キャリア形成・リスキリング支援センターでも受けることができます

受給資格確認

受講開始日の2週間前までに、お住まいを管轄するハローワーク※で行います

講座の受講・修了

支給申請

次のいずれかの日の翌日から1か月以内に、お住まいを管轄するハローワークで行います※

- 専門実践教育訓練・・・受講開始日から6か月ごとの期間の末日又は修了日
- 特定一般・一般教育訓練・・・修了日

※「e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.jp/>）」から電子申請も可能です。

お問い合わせ

給付条件や手続きの詳しい内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

